

秋田市指名停止措置要綱（物品の納入および製造）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が発注する物品および物品製造の請負の適正な履行を確保するため、市の入札に参加することができる資格を有する業者（以下「有資格業者」という。）又はその役員もしくは使用人等が、官公庁もしくは民間の発注する物品および物品製造請負契約に関して契約不履行、不法行為等を起こし、又は法令に違反し業者として不適当であると認められる場合の指名停止について必要な事項を定める。

（指名停止措置基準）

第2条 市長は、有資格業者又はその役員もしくは使用人等が別表第1各号又は別表第2各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて当該各号に掲げる期間の範囲において指名を停止するものとする。

2 前項の場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（下請負人の指名停止）

第3条 市長は、有資格業者を指名停止した場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め指名停止を併せて行うものとする。

（停止期間の特例）

第4条 市長は、有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該要件ごとに規定する期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍（当初の指名停止の期間が1ヶ月に満たないときは1・5倍）の期間とする。ただし、指名停止の期間は2年を超えることができない。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヶ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヶ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く）。

3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号および前2項の規定による指名停止の期間未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生

じさせたため、別表各号および第1項の規定による期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2倍まで延長することができる。ただし、指名停止の期間は2年を超えることができない。

- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号および前各号に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(指名停止の解除)

第5条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が当該指名停止に係る事由につき責めを負わないことが明らかになったときは、当該有資格業者に対する指名停止を解除するものとする。

(報告書の提出)

第6条 物品発注等を所管する課所室長は、その所管する事業等の遂行に関し、別表各号の措置要件の一に該当する者があると認められるときは、物品事故等の発生報告書（様式第1号）を契約課長を経由して秋田市物品請負業者選定審議委員会委員長に提出するものとする。

(委員会への諮問)

第7条 市長は、第2条第1項もしくは第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第5条の規定により指名停止を解除しようとするときは、あらかじめ秋田市物品請負業者選定審議委員会の審議を経るものとする。

(指名停止の通知)

第8条 市長は、第2条第1項もしくは第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第5条の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対しその旨を通知書（様式第2号～4号）により通知するものとする。ただし、市長が必要ないと認める相当な理由があるときは、これを省略することができる。

- 2 市長は、前項の規定により指名停止を行った旨を通知する場合は、必要に応じ当該有資格業者から改善措置の報告を徴することができる。

- 3 総務部長は、第2条第1項もしくは第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第5条の規定により指名停止を解除したときは、その旨を関係部長に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむをえない事由があるときは、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第10条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が市が発注する物品および物品製造の請負の一部を下請けし、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止にいたらない事由に関する措置)

第11条 市長は、指名停止を行わない場合においても必要があると認めるときは、有資格業者に対し、書面又は口頭により警告し、又は注意することができる。

(その他の措置)

第12条 市長は、随意契約において不適切な行為があった場合は、有資格業者に対し、別に定めるところにより、入札等に参加する機会の制限を行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、指名停止に係る重要な事案については、秋田市物品請負業者選定審議委員会において審議するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条、第6条関係）

契約不履行等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) <p>1 市の発注する物品および物品製造の請負契約に係る一般競争入札および指名競争入札において、一般競争入札参加申請書、入札参加資格申請書その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(1) 故意又は重過失によるもの (2) 過失によるもの</p>	認定した日から 4ヶ月 1ヶ月
(粗雑品の納入等) <p>2 市の物品の製造の請負、買入れ、修繕および改造ならびに物品（生産物および差押えに係るものを除く。）の売払い（以下「物品調達等」という。）にあたり、故意もしくは重過失又は過失により、調達物品を粗雑にし、又は数量を誤ったとき。</p> <p>(1) 故意又は重過失によるもの (2) 過失によるもの</p>	認定した日から 4ヶ月 1ヶ月
(契約違反) <p>3 市の物品調達等にあたり、正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。</p> <p>(1) 履行不能 履行不能となり、契約解除となったとき。 (2) 履行遅滞 ア 履行遅滞となり、契約解除となったとき。 イ 履行遅滞となり、解約解除せず、完了したとき。</p>	認定した日から 4ヶ月 4ヶ月 1ヶ月
(契約辞退) <p>4 市の物品調達等にあたり、競争入札において、落札したにもかかわらず、契約を締結しないとき。</p>	認定した日から 1ヶ月
(妨害行為) <p>5 市の物品調達等にあたり、競争入札において、公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合したとき。</p> <p>6 市の物品調達等に関し、落札者が契約を締結すること又は契約者</p>	認定した日から 6ヶ月 認定した日から

	が契約を履行することを妨げたと認められたとき。	4ヶ月
7	市の物品調達等にあたり、競争入札により締結した契約の履行に際し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の執行を妨げたとき。	認定した日から 3ヶ月
(入札参加欠格者の使用)		
8	市の物品調達等にあたり、競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当する者を契約の締結又は遅行に際し、代理人、支配人その他の使用者として使用したとき。	認定した日から 1ヶ月
(安全管理措置の不適切により生じた事故)		逮捕又は公訴を知った日から
9	市の物品調達等の契約の履行にあたり、公衆もしくは契約関係者に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、又は建造物等に損害を与えたことにより、刑法（明治40年法律第45号）、労働安全衛生法（昭和35年法律第105号）等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 公衆における事故		
ア 市の物品調達における事故		
(ア) 死亡者の発生	6ヶ月	
(イ) 負傷者の発生	3ヶ月	
(ウ) 物損の発生	1ヶ月	
イ 市以外の者の物品調達等における事故		
(ア) 死亡者の発生	2ヶ月	
(イ) 負傷者の発生	1ヶ月	
(ウ) 物損の発生	1ヶ月	
(2) 契約関係者に係る事故		
ア 市の物品調達における事故		
(ア) 死亡者の発生	4ヶ月	
(イ) 負傷者の発生	2ヶ月	
イ 市以外の者の物品調達等における事故		
(ア) 死亡者の発生	2ヶ月	
(イ) 負傷者の発生	1ヶ月	

別表第2（第2条、第4条、第6条関係）

贈賄および不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄) <p>1 次の(1)又は(2)に掲げるものが市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員。(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>(2) 有資格業者の役員又はその支店もしくは営業所（常時、市および一般の物品調達等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）又はその使用人で一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。）。</p>	逮捕又は公訴を知った日から 18ヶ月 16ヶ月
2 次の(1)又は(2)に掲げるものが県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等 (2) 一般役員等又は使用人	16ヶ月 14ヶ月
3 次の(1)又は(2)に掲げるものが秋田県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等 (2) 一般役員等又は使用人	14ヶ月 12ヶ月
(独占禁止法違反行為) <p>4 市の物品調達等に関し、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市の物品調達等の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>5 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市の物品調達等の相手方として不適当であると認められるとき。 ただし、前号に掲げる場合を除く。</p>	認定した日から 16ヶ月 認定した日から

	(1) 秋田県内における違反で代表役員等が逮捕等された場合 (2) 秋田県内における違反で(1)以外の場合 (3) 秋田県外における違反で代表役員等が逮捕等された場合 (4) 秋田県外における違反で(3)以外の場合	16ヶ月 14ヶ月 14ヶ月 12ヶ月
	(競売入札妨害および談合) 6 市の物品調達等に関し、有資格業者である個人、および法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等の逮捕等 (2) 一般役員等又は使用人の逮捕等	逮捕又は公訴を知った日から 18ヶ月 16ヶ月
	7 有資格業者である個人、および法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ただし、前号に掲げる場合を除く。 (1) 秋田県内における違反で代表役員等の逮捕等 (2) 秋田県内における違反で一般役員等又は使用人の逮捕等 (3) 秋田県外における違反で代表役員等の逮捕等 (4) 秋田県外における違反で一般役員等又は使用人の逮捕等	逮捕又は公訴を知った日から 16ヶ月 14ヶ月 14ヶ月 12ヶ月
	(業務に関する法令違反) 8 代表役員等、一般役員等又は使用人が、業務（資格者の個人の私生活上の行為以外の業務全般をいい、管理的な業務、営業に関する業務を含む。以下同じ。）に関する法令に違反し、その容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴の提起をされたとき。 (1) 市の物品調達等に際して行ったとき。 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等又は使用人の逮捕等 (2) 市以外の者の物品調達等に際して行ったとき。 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等又は使用人の逮捕等	逮捕又は公訴を知った日から 6ヶ月 4ヶ月 4ヶ月 2ヶ月
	(暴力的不法行為等) 9 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団関係者との関係が認められたとき、もしくは業務に関し暴力的不法行為等を行ったとき。 (1) 暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等	認定した日から 18ヶ月 15ヶ月

	ウ 使用人	12ヶ月
(2) 積極的に暴力団の維持運営に協力もしくは関与していると認められるとき。		
ア 代表役員等	15ヶ月	
イ 一般役員等	12ヶ月	
ウ 使用人	9ヶ月	
(3) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。		
ア 代表役員等	12ヶ月	
イ 一般役員等	9ヶ月	
ウ 使用人	6ヶ月	
(4) 業務に関し、暴力的不法行為等を行ったと認められるとき。		
ア 代表役員等	12ヶ月	
イ 一般役員等	9ヶ月	
ウ 使用人	6ヶ月	
※「暴力団」および「暴力的不法行為」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項各号に規定されたものをいう。		
※「業務に関して暴力的不法行為等を行った」には、個人の私生活上の行為以外の有資格者の業務全般をいい、これに関し、暴力、脅迫、傷害等を含む暴力的不法行為等を行った場合も適用する。		
(その他)		
10 別表第1および前各号に掲げる場合のほか、業務に関して不正又は不誠実な行為をし、市の物品調達等の相手方として不適当であると認められるとき。	認定した日から 1ヶ月以上 9ヶ月以内	
11 別表第1および前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑もしくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、市の物品調達等の相手方として不適当であると認められるとき。	認定した日から	
(1) 秋田県内におけるもので、悪質性又は社会的影響が大きいと認められる場合。	9ヶ月	
(2) 秋田県内におけるもので、その他の場合。	4ヶ月	
(3) 秋田県外におけるもので、悪質性又は社会的影響が大きいと認められる場合。	6ヶ月	
(4) 秋田県外におけるもので、その他の場合。	1ヶ月	